

# 1. 全体構想と小委員会との関わりについて

## 1-1. 湿原再生小委員会の目的

湿原再生小委員会では、湿原の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画（案）とその実施状況、モニタリング結果等について協議する。なお、広里地区、幌呂川地区、安原地区（雪裡樋門湛水試験）、茅沼地区は先行し、「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」及び「自然再生事業に関する実務会合」で議論されている。



「基図は北海道地図株式会社作成の『釧路湿原国立公園』を使用」

## 1-2．釧路湿原自然再生全体構想の骨子

### 1-2-1．背景、経緯

#### ( 釧路での動向 )

- 釧路湿原保全に関する過去の取組み
- 釧路湿原の近年の急激な環境変化

#### ( 日本での動向 )

- 河川法改正
  - ・ 釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会
- 新・生物多様性国家戦略
  - ・ 環境省釧路湿原自然再生事業に関する実務会合
- 自然再生推進法

#### ( 世界での動向 )

- 環境関連の会議等
  - ・ 地球環境サミット ( 1992 年リオデジャネイロ、2002 年ヨハネスブルク )
  - ・ 生物多様性条約
  - ・ ラムサール条約第 8 回締約国会議 ( 2002 年 )
    - 決議 16 「湿地復元の原則とガイドライン」

### 1-2-2．釧路湿原自然再生の意義・目的、基本的な考え方

- 我が国最大の湿原 ( 国立公園 )
- 我が国初のラムサール登録湿地
- 釧路湿原が有する様々な機能
  - ・ 水源涵養、水質浄化、洪水調節、野生生物の生息・生育環境、湿原景観 etc.
- 今ある良好な自然の保全と傷ついた自然の再生
- 自然の再生とは、何かを造るのが目的ではなく、自然に対する悪影響を取り除くことによって、自然が自らの力で回復していくことを手助けするもの。
- 釧路湿原を次世代へ継承
  - ・ 次世代のための国土保全・環境保全
- 保全と再生の取組みを世界へ発信
  - ・ 日本の事例として世界へ発信することにより地球環境の保全に寄与

### 1-2-3．対象区域

- 釧路湿原が直面する課題～湿原の環境変化
  - ・ 流域開発、森林伐採、河川の直線化、家畜頭数の増加 etc.
  - ・ 開発等による湿原面積自体の減少
  - ・ 開発等による流入負荷量の増大 ( 土砂、栄養塩 )
- 流域全体の視点
  - ・ 保全・再生の対象は釧路湿原
  - ・ 釧路湿原を保全・再生するためには、流入負荷量対策や再生普及啓発など、流域全体での取組みが必要
  - 全体構想の対象区域は釧路湿原及びその流域

#### 1-2-4. 目標

- 長期的目標
  - ・ 釧路湿原の環境が急激に変化する 1980 年以前の湿原状態に戻す
- 当面の目標（今後 20～30 年で取り組むべき目標）
  - ・ 2000 年状態の湿原を維持
  - ・ 流域及び河川からの負荷を少なくとも概ね 20 年前の水準に戻す
  - ・ これ以上の湿原の減少・劣化を防ぐとともに人為により消失した湿原を再生させることにより現状の湿原の面積・状態を総量として維持

#### 1-2-5. 目標達成のための施策

（流入負荷量対策、湿原総量維持のための施策）

- 流域からの影響を強く受けるバッファでの対策
- 流入負荷などの発生源への対策

（ソフト的施策）

- 環境教育の推進
- 保全と利用の普及啓発

目標達成のための施策	自然再生事業メニュー
水辺林、土砂調整地による土砂流入の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水辺林、土砂調整地による土砂流入の防止</li> <li>● 湿原流入部の土砂調整地</li> <li>● 土砂調整地</li> <li>● 河道の安定化対策</li> </ul>
森林の再生などによる保水、土砂流入防止、生態系の機能向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 裸地、荒廃地等への植林</li> </ul>
湿原の再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 湿原の再生</li> </ul>
湿原植生の制御	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 湿原植生の制御</li> </ul>
蛇行する河川への復元	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 蛇行する河川への復元</li> </ul>
水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水環境の保全</li> <li>● 地下水の保全</li> <li>● 湖沼水環境の調査</li> </ul>
野生生物の生息・生育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 野生生物の生息・生育環境の保全</li> </ul>
湿原景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 優れた景観の周知と保全意識の高揚</li> <li>● 湿原周辺の屋外広告物等設置の指導規制</li> <li>● 釧路川および釧路湿原らしい景観の復元</li> </ul>
保全と利用の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用が自然環境に与える影響検討・把握</li> <li>● 利用実態や地域の要望の把握・吟味</li> <li>● 保護と利用の観点からの必要な施設整備</li> <li>● 基本的ルール、マナーの議論</li> <li>● 利用のルールの施行、検証</li> <li>● 利用者への情報提供</li> </ul>
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 湿原保全についての環境教育</li> <li>● 自然体験の場の構築</li> <li>● 地域住民が参加できる仕組みづくり</li> <li>● 環境教育を实践、支援するためのネットワークづくり</li> <li>● 利用者への環境情報の提供</li> <li>● 地域リーダーを育成し、維持できる仕組みづくり</li> </ul>

#### 1-2-6．実施する上でのポイント

##### [ 調査・事業の進め方 ]

- 目標の設定
  - ・事業対象地の状況に応じて、実施計画ごとに具体的な目標を設定する。
- 科学的調査・計画
  - ・対象となる自然に影響を与えている要素が何かを科学的に調査し、その結果に基づき影響を取り除くための計画を立案する。
- モニタリング・評価、順応的管理
  - ・一度に大規模に行わず、小規模な実験的な事業から着手し、自然再生のプロセスが当初の仮説どおりか否かをモニタリングする。仮に仮説と異なる結果が出た場合には、手法を柔軟に見直す「順応的管理」を行う。

##### [ 事業推進の仕組み ]

- 関係省庁・NPO 等との連携、市民参加
  - ・上記のプロセスの各段階で、関係省庁、地元自治体、NPO、専門家など各方面の人々との連携・協力を行う。
- 情報の公開と共有
  - ・調査、事業の合意形成の前提として、基本的にすべての情報をホームページ等を使って公開し、住民、地元関係団体、専門家をはじめとする関係者が情報を共有できるようにする。

#### 1-2-7．その他自然再生の推進に必要な事項

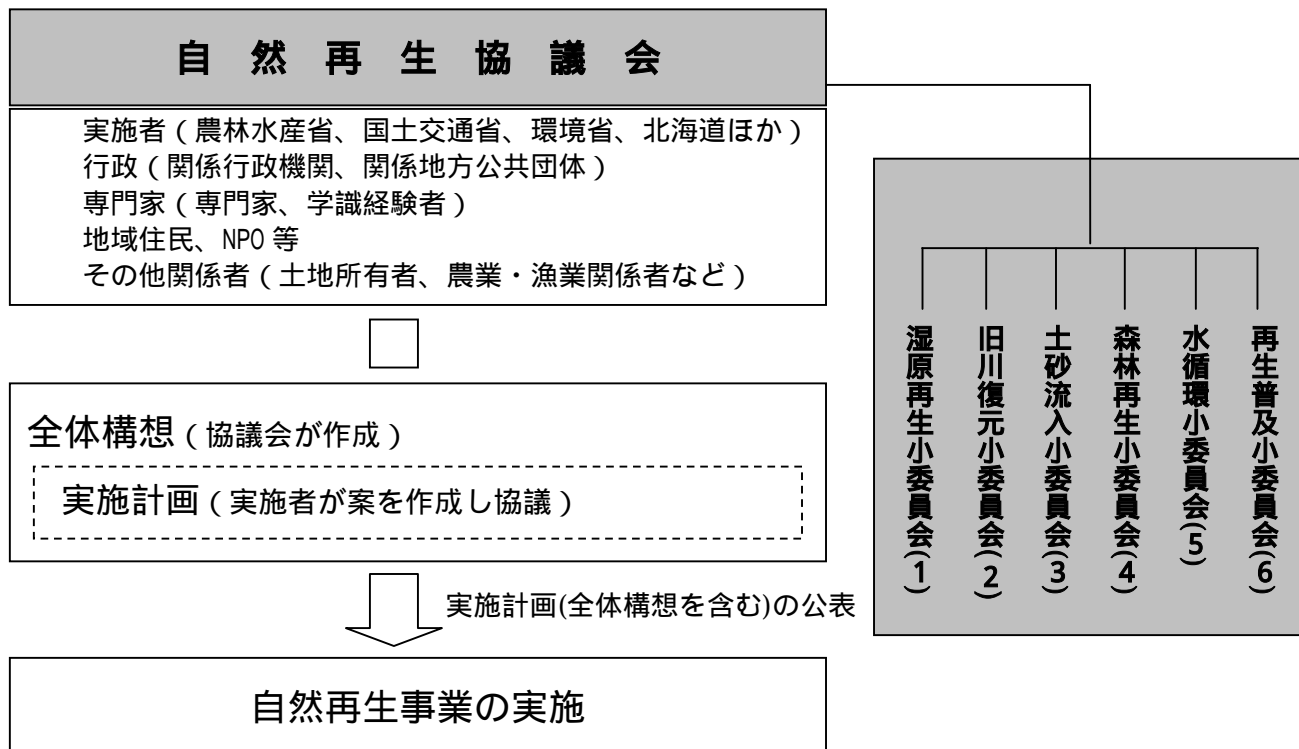
##### [ 自然再生と地域・生活とのかかわり ]

- 生活・なりわいの維持向上
  - ・農業をはじめとする各種産業や生活への影響を最小としつつ、安全な飲み水の確保や景観の維持・向上につなげていく。また湿原に負荷をかけない環境と調和した農林水産業やライフスタイルへの転換を促進する。
- 地域の魅力・活力の向上、地域連携・地域振興の推進
  - ・再生事業の実施を通じて、湿原と共生する新たな地域のイメージづくりとその発信に努め、地域振興につなげていく。

1-2-8 . 釧路湿原自然再生協議会に参加する者の役割分担

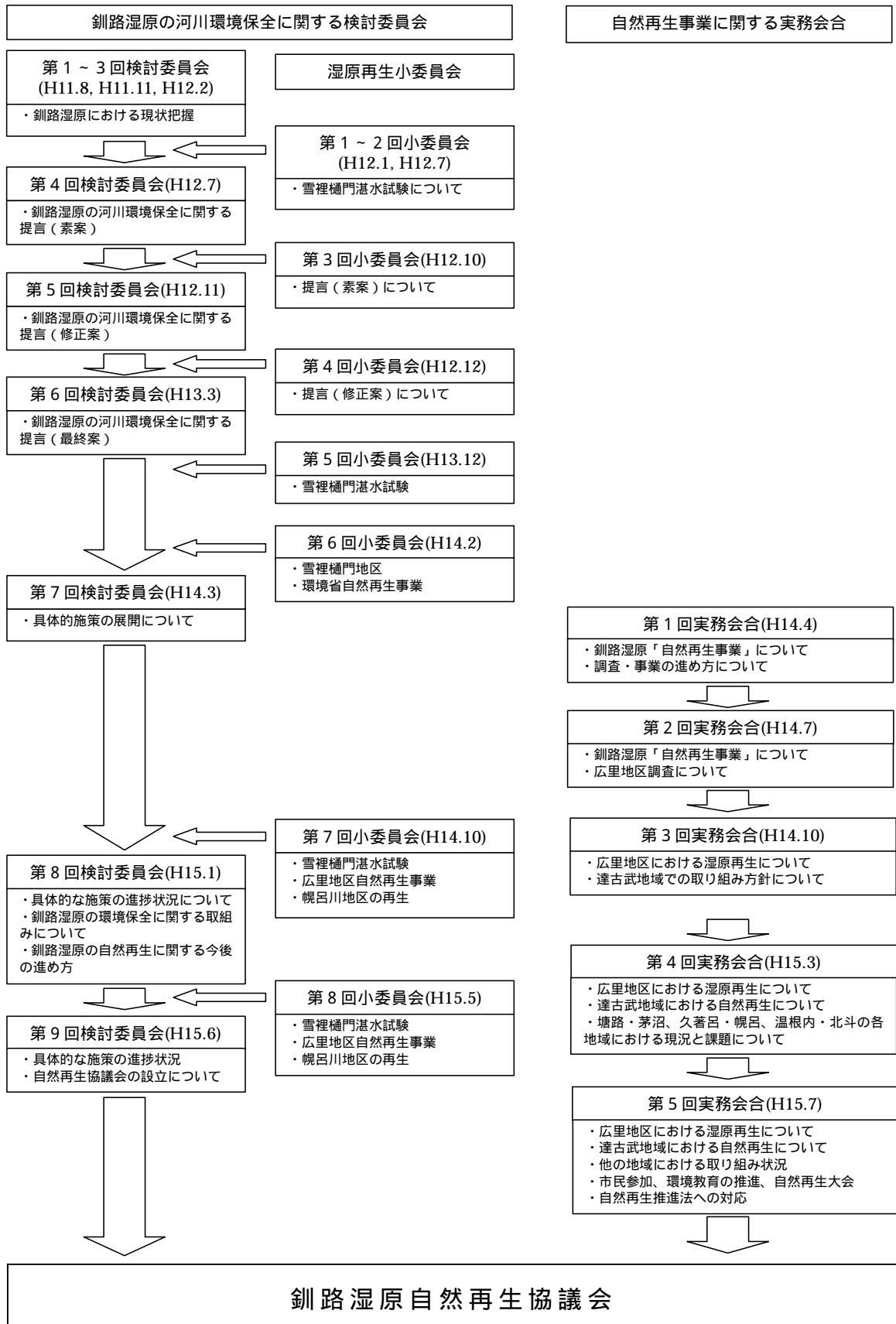
【協議会の組織構成】

< 自然再生協議会の枠組み >

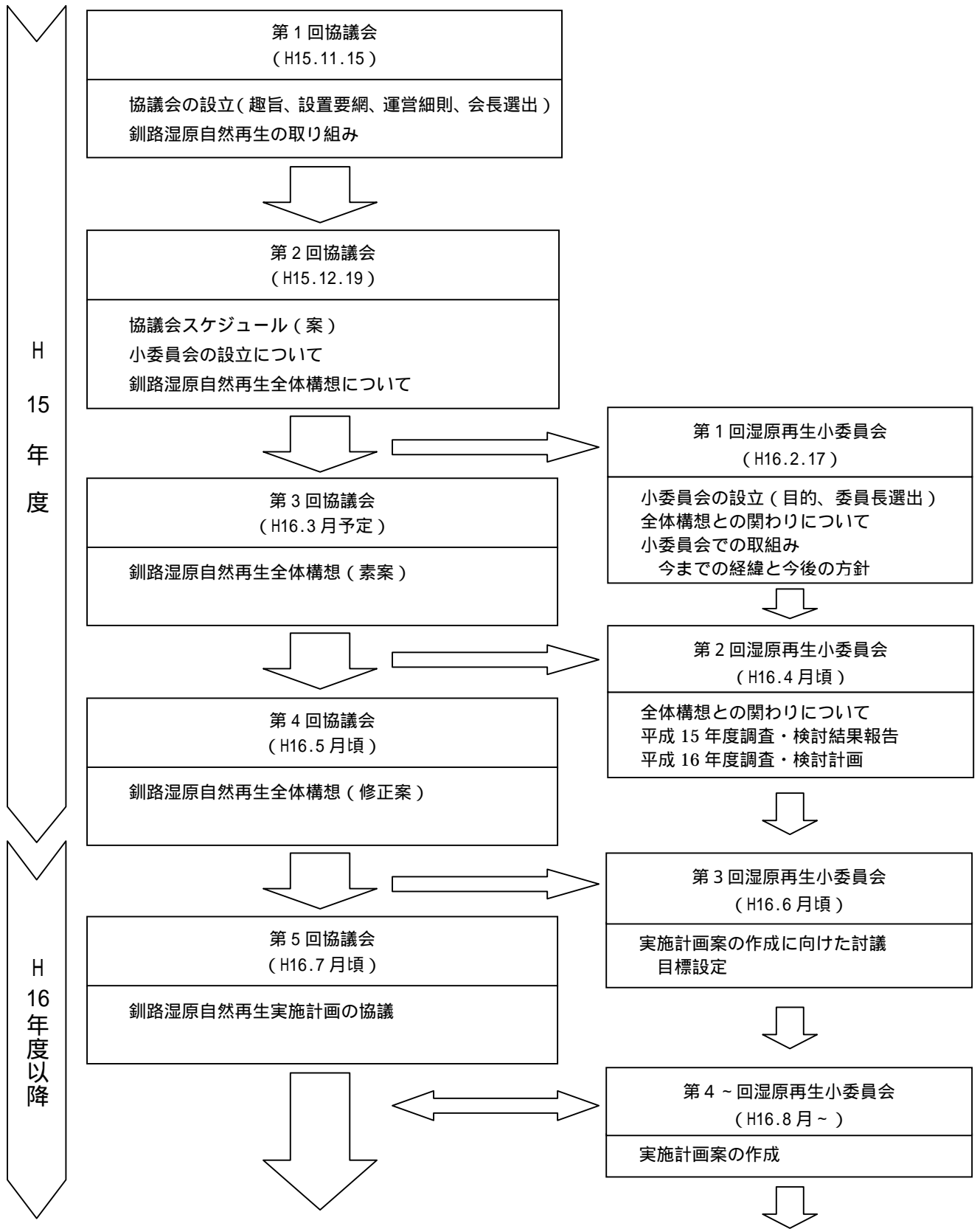


### 1-3. 過去の検討経緯と今後

#### (1) 今までの委員会等開催経緯



(2) 湿原再生小委員会の開催予定(案)



#### 1-4 . 自然再生事業実施計画(案)について

小委員会では、自然再生事業実施計画(案)について以下の事項を検討する。

##### 1)自然再生事業の対象となる区域及びその内容

- ・ 自然再生事業の対象となる区域及びその内容は、地域の自然環境に関する専門的知識を有する者の協力を得て、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータを収集するとともに、必要に応じて詳細な現地調査を実施し、その結果を基に、地域における自然環境の特性に応じた適正なものとなるように十分検討する。



当面湿原再生小委員会で  
対象とする事業区域  
広里地区・幌呂川地区・安原地区

左記の区域以外については、今後  
可能性を含めて検討する。

##### 2)自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果

- ・ 実施計画には、自然再生事業の対象となる区域とその周辺における自然環境及び社会状況に関する事前調査の実施並びに自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生の状況のモニタリングに関して、その時期、頻度など具体的な計画を記載することとし、その内容については、協議会並びに各小委員会において協議すること。
- ・ 自然再生事業の実施に関連して、自然再生事業の対象となる地域に生息・生育していない動植物が導入されることなどにより地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう十分配慮すること。

##### 3)その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

- ・ 実施計画の作成にあたっては、全体構想、地域の自然環境及び社会状況に関する最新のデータに基づき、協議会において、十分協議の結果を踏まえて行うこと。
- ・ 全体構想の下、複数の実施計画が作成される場合には、各実施者は、協議会における情報交換等を通じて、自然再生に係る情報をお互いに共有し、自然再生の効果が全体として発揮されるよう配慮すること。